

長和町

子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

長和町

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
(1) 法的位置づけ.....	1
(2) 関連計画との関係.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
5 計画の対象.....	3
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移.....	4
(1) 年齢3区分別人口の推移.....	4
(2) 就学前人口の推移.....	4
(3) 自然動態 ー出生数と死亡数の推移ー.....	5
(4) 社会動態 ー転入数と転出数の推移ー.....	5
(5) 婚姻・離婚件数の推移.....	6
2 育児サービス等の現状.....	6
(1) 保育サービス.....	6
3 町民の子育て支援ニーズ.....	8
(1) 調査の概要.....	8
(2) 主なニーズ結果.....	9
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念.....	21
2 基本目標.....	22
3 施策体系.....	23
第4章 目標実現のための施策	24
目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり.....	24
1 母子の健康の確保.....	24
2 仕事と子育ての両立の推進.....	25
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	26
4 特別な支援が必要な子どもの施策への施策.....	26
目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり.....	28
1 次代の親の育成.....	28
2 子どもの安全を確保するための活動の推進.....	28
3 保育・教育環境の充実.....	29
4 放課後児童健全育成事業の充実.....	29
目標3 子育てを支援する地域づくり.....	30
1 地域の子育て支援体制の充実.....	30
2 子育て家庭の経済的負担の軽減.....	30

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等.....32

1 教育・保育提供区域の設定.....	32
2 幼児期の学校教育・保育.....	32
（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	32
（2）提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）.....	33
3 地域子ども・子育て支援事業.....	33
（1）利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】.....	34
（2）時間外保育事業.....	34
（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	35
（4）一時預かり事業.....	35
（5）子育て短期支援事業、一時預かり事業（在園児対応型を除く）.....	36
（6）地域子育て支援拠点事業.....	36
（7）乳児家庭全戸訪問事業.....	37
（8）養育支援訪問事業.....	37
（9）病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業）.....	38
（10）ファミリー・サポート・センター事業.....	38
（11）妊婦健診.....	39
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】.....	39
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】.....	39
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....	40
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	40
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携.....	40
7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	40

第6章 計画の推進.....41

1 計画の推進主体と連携の強化.....	41
2 計画の進行管理.....	41

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、急速に進行する少子化や都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中で、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととしました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

長和町では、これまで次世代育成支援行動計画（前期計画）において、「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念とし、町民、関係機関・団体、行政など多様な主体が協働で子どもの成長過程を総合的に支援する施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組を適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画づくりを目指す必要があると考えます。

今後の本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援していくにあたっての基本的な考え方は変わらないことから、本計画については、これまで本町が取り組んできた次世代育成に関する施策のうち引き継ぐべき事項を付加するとともに、新たに国から策定を求められている「放課後子ども総合プラン」についても、子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして位置づけた計画とします。

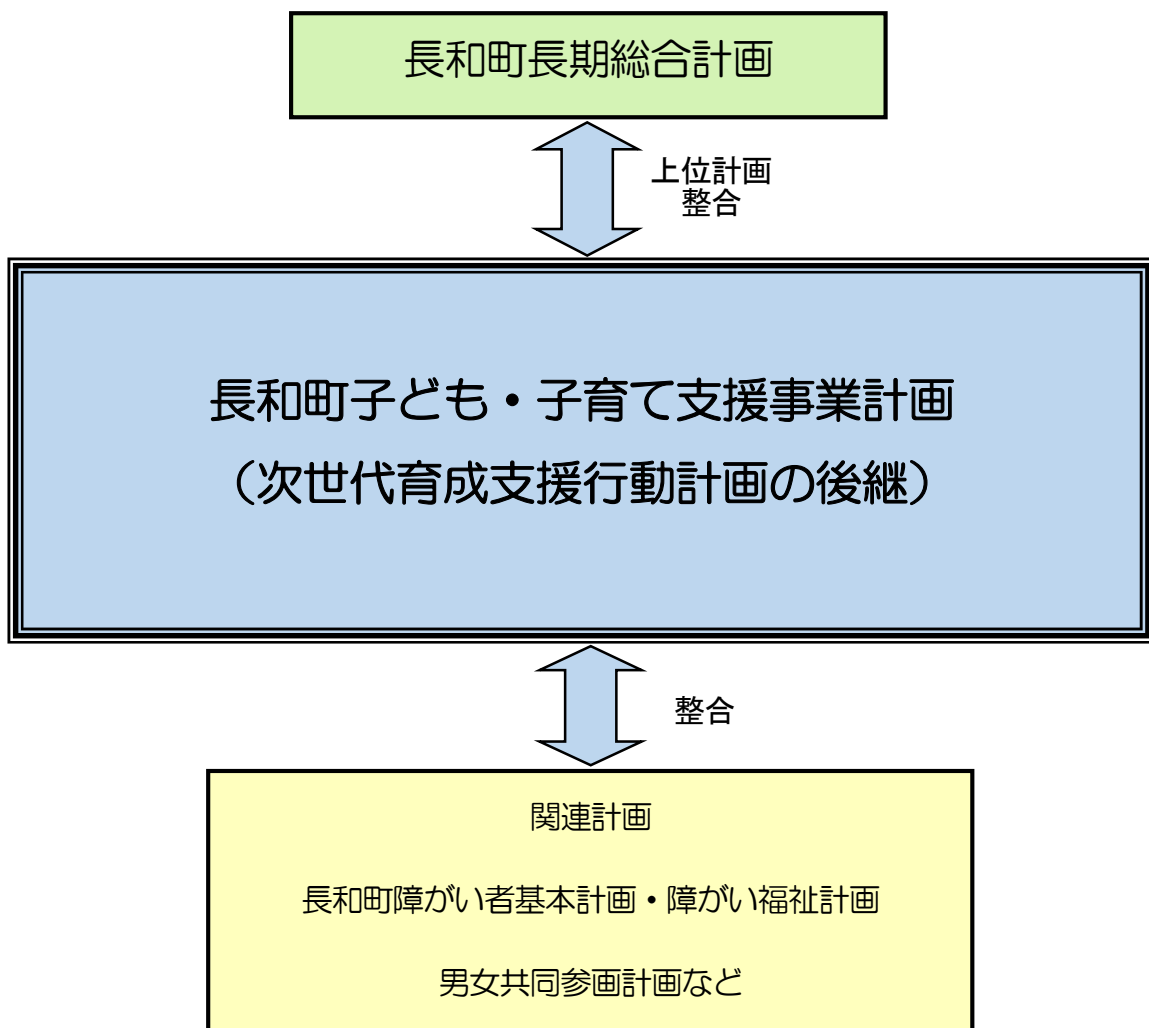
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画であり、年度ごと、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

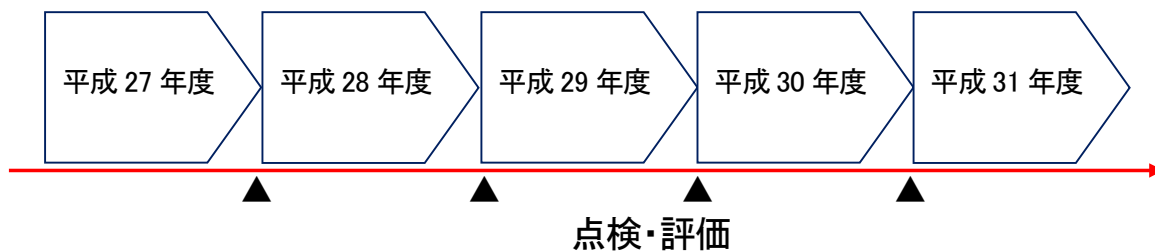
(2) 関連計画との関係

この計画は、長和町長期総合計画の部門別計画であり、町の関連する障がい者基本計画等の諸計画との整合性を図りながら作成しました。また、本計画は、次世代育成支援行動計画の後継として位置づけられています。



3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年の計画であり、今後、5年ごとに計画を作成します。
 なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。





4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「長和町子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

5 計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

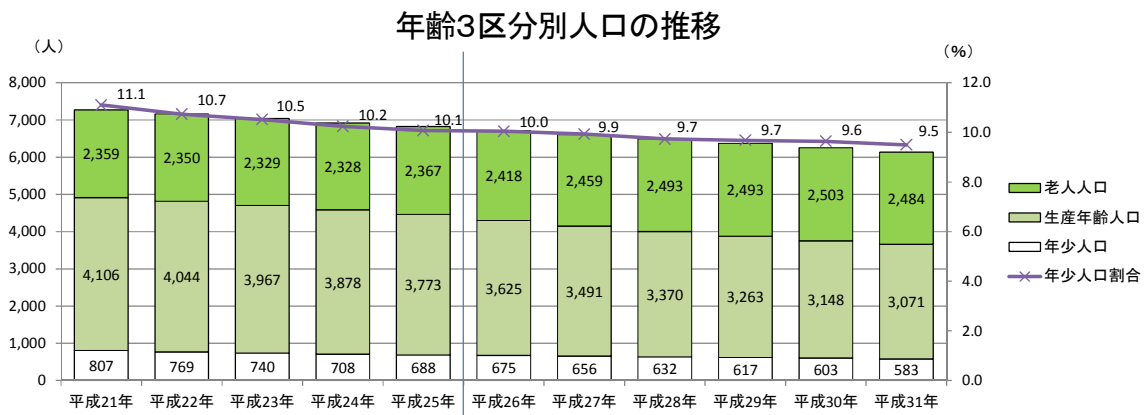
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、平成21年以降において減少傾向で推移しており、平成25年には6,828人となっていますが、そのうち、年少人口の割合は減少傾向で推移しています。

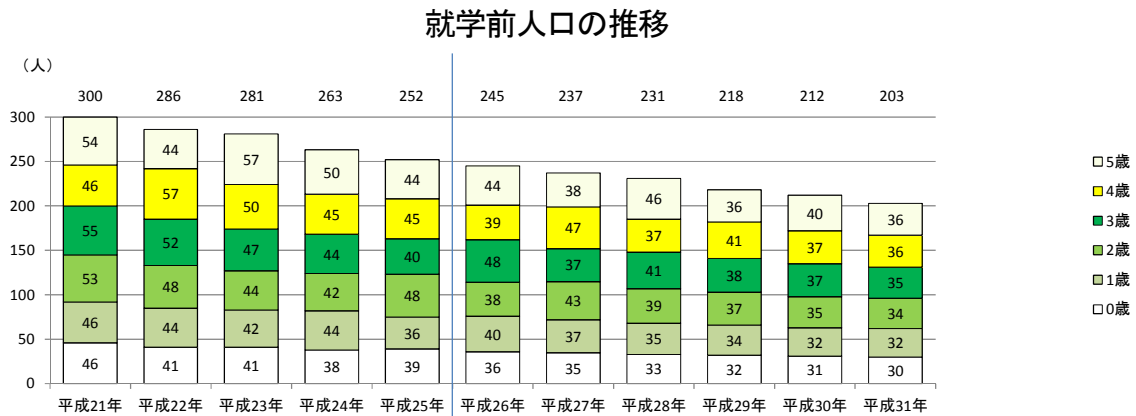
今後においても、総人口は減少傾向で推移するなか、年少人口の数、割合ともに、減少傾向で推移することが見込まれます。



※住民基本台帳データ。
平成25年までは実績値、平成26年以降は推計値。

(2) 就学前人口の推移

本町の就学前人口の年齢別推移をみると、平成21年以降において減少傾向で推移しており、平成25年には252人となっており、今後においても、引き続き減少傾向で推移することが見込まれます。

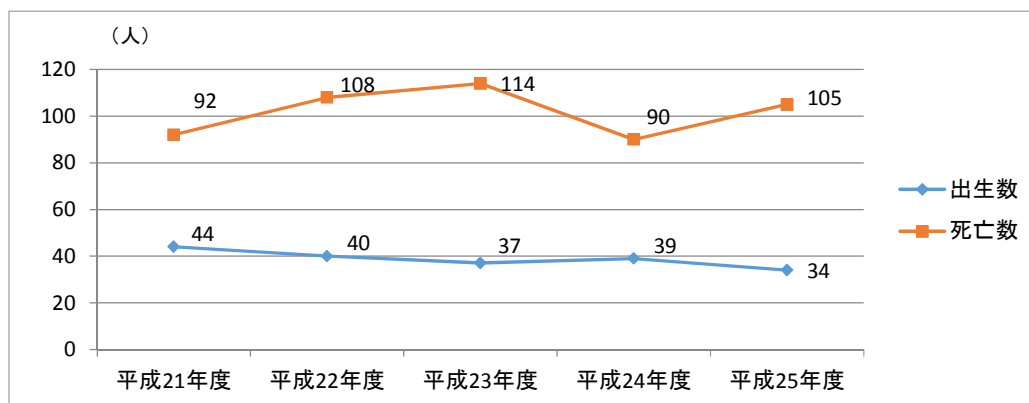


※住民基本台帳データ。
平成25年までは実績値、平成26年以降は推計値。

(3) 自然動態 ー出生数と死亡数の推移ー

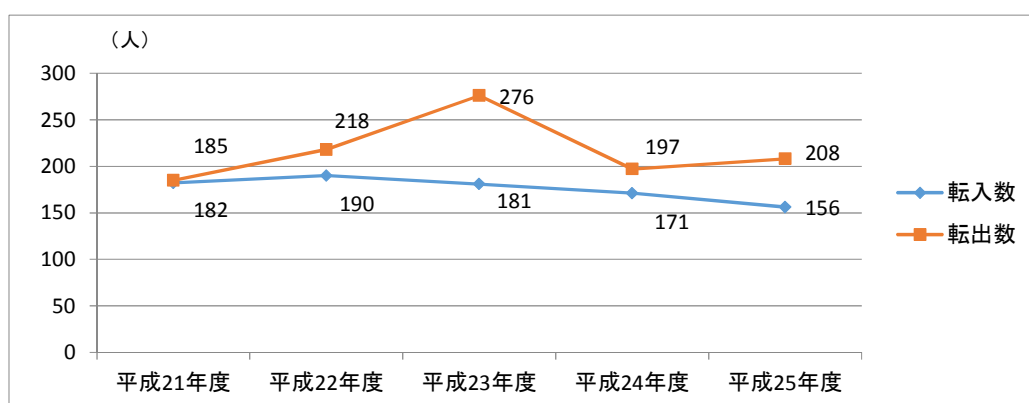
出生数は平成21年度以降において、概ね減少傾向で推移している一方、死亡数は、平成24年度に一度減少しましたが、概ね増加傾向で推移しています。

本町では、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、その差は概ね広がる傾向にあります。



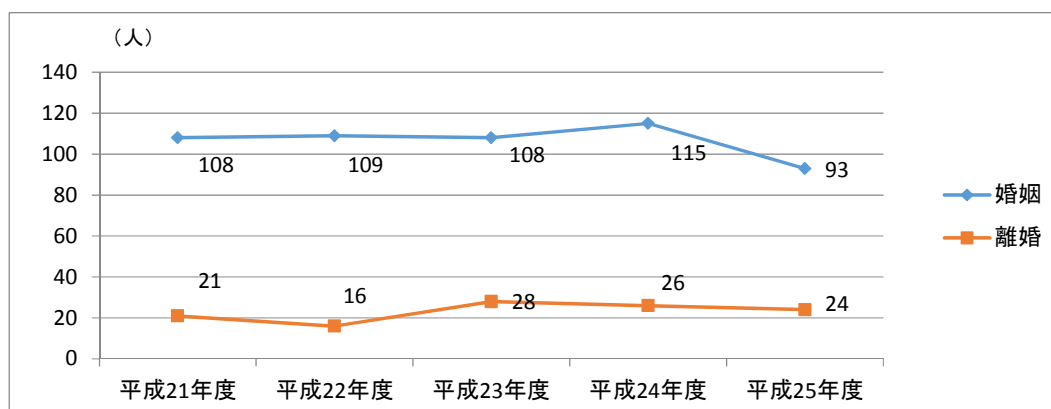
(4) 社会動態 ー転入数と転出数の推移ー

転入数と転出数の推移を見ると、転入は概ね減少傾向にあり、転出は一時減少に転じた時期もありますが、200人前後で推移し、社会減の状態が続いています。



(5) 婚姻・離婚件数の推移

平成21年度以降において、婚姻件数・離婚件数とも、ほぼ横ばいで推移しています。



2 育児サービス等の現状

(1) 保育サービス

① 認可保育園の状況

平成26年4月1日現在の町内の認可保育園数は町立3カ所で、総定員225人に対し、入園者総数164人となっています。

平成26年11月からわかば保育園と大門保育園が統合し、新たにながと保育園としてスタートしました。よって、認可保育園は、町立2カ所となりました。

認可保育園入園状況の推移(保育園別)

各年4月1日現在 単位:人

保育園名	区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
わかば	定員数	120	120	120	120	120
	児童数	101	101	96	97	98
大門	定員数	45	45	45	45	45
	児童数	28	28	26	28	20
和田	定員数	60	60	60	60	60
	児童数	60	64	52	47	43

② 認可外保育施設の状況

現在、町内には1つの認可外保育施設があり、その利用状況は以下のとおりです。

施設名	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
あすなろ	14	12	16	16	11

③ 認可保育園入園状況の推移(年齢別)

平成22年からの認可保育園の年齢別入園状況の推移は以下のとおりで、3歳児以上の入園率が2～3割台で推移しています。

項目		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	児童総数	179	193	174	172	161
	入園児童数	4	6	5	2	7
	入園率	2.2	3.1	2.9	1.2	4.3
1歳児	児童総数	179	193	174	172	161
	入園児童数	9	8	9	15	9
	入園率	5.0	4.1	5.2	8.7	5.6
2歳児	児童総数	179	193	174	172	161
	入園児童数	26	26	15	19	20
	入園率	14.5	13.5	8.6	11.0	12.4
3歳児	児童総数	179	193	174	172	161
	入園児童数	46	53	48	39	37
	入園率	25.7	27.5	27.6	22.7	23.0
4歳児	児童総数	179	193	174	172	161
	入園児童数	49	49	48	49	37
	入園率	27.4	25.4	27.6	28.5	23.0
5歳児	児童総数	179	193	174	172	161
	入園児童数	45	51	49	48	51
	入園率	25.1	26.4	28.2	27.9	31.7

3 町民の子育て支援ニーズ

本計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。調査の概要と主なニーズ結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

○調査地域：長和町全域

○調査対象者：長和町内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者…就学前児童調査
長和町内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者…小学生調査

○抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）206人、小学生（6歳～11歳）216人の合計422人の対象者全てを抽出

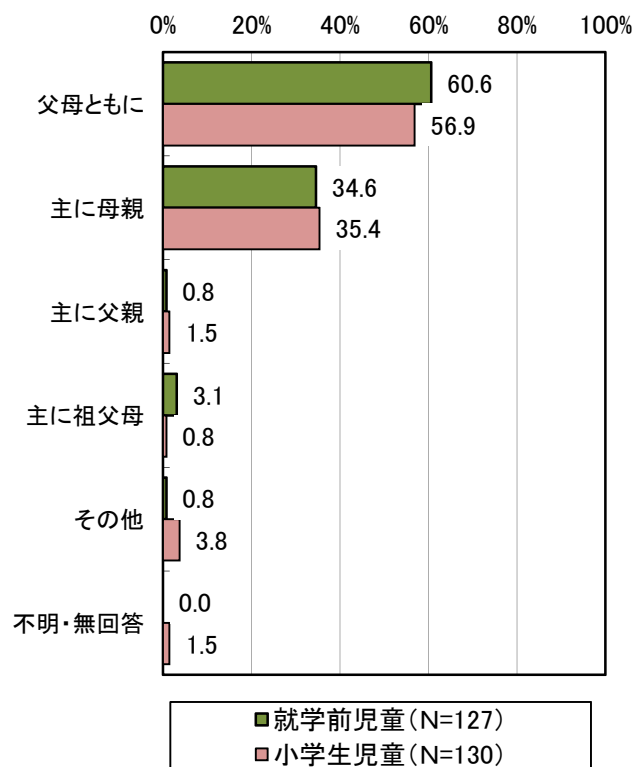
○調査期間：平成26年1月10日（金）～平成26年1月31日（金）

○調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

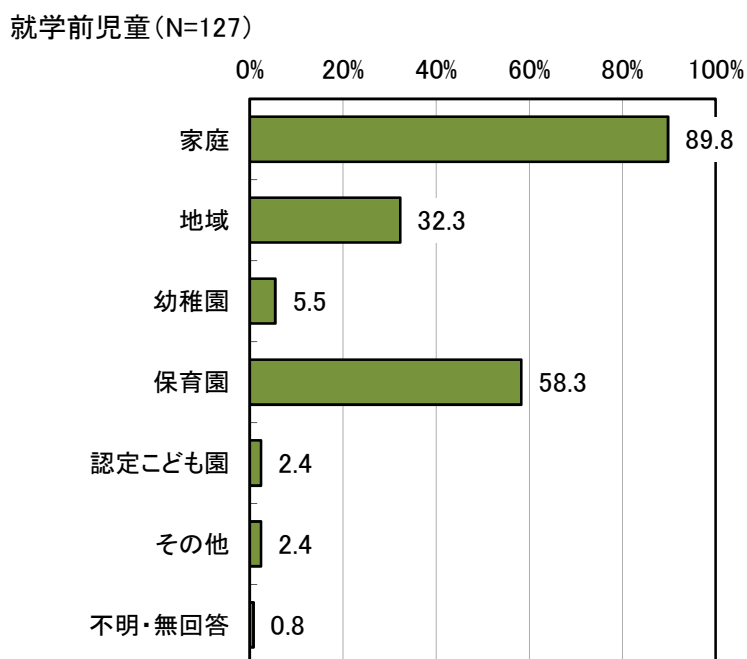
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	206	127	61.6%
小学生	216	130	60.2%
合計	422	257	60.9%

(2) 主なニーズ結果

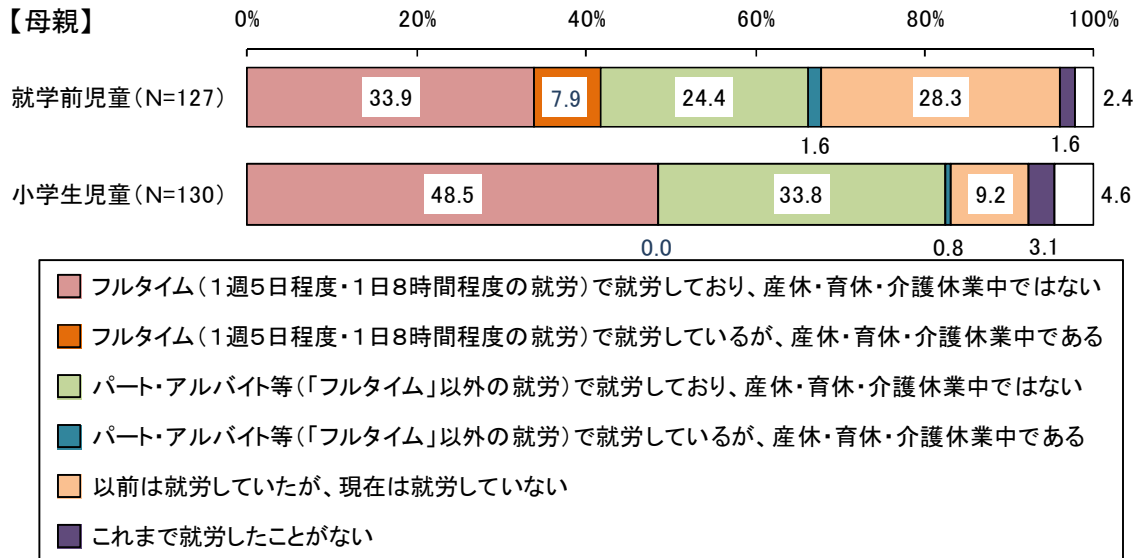
○子育てを主に行っている方は「父母ともに」、「主に母親」の回答を合計した『母親』が関わっている方が、就学前、小学生ともに9割を超え、大半を占めています。



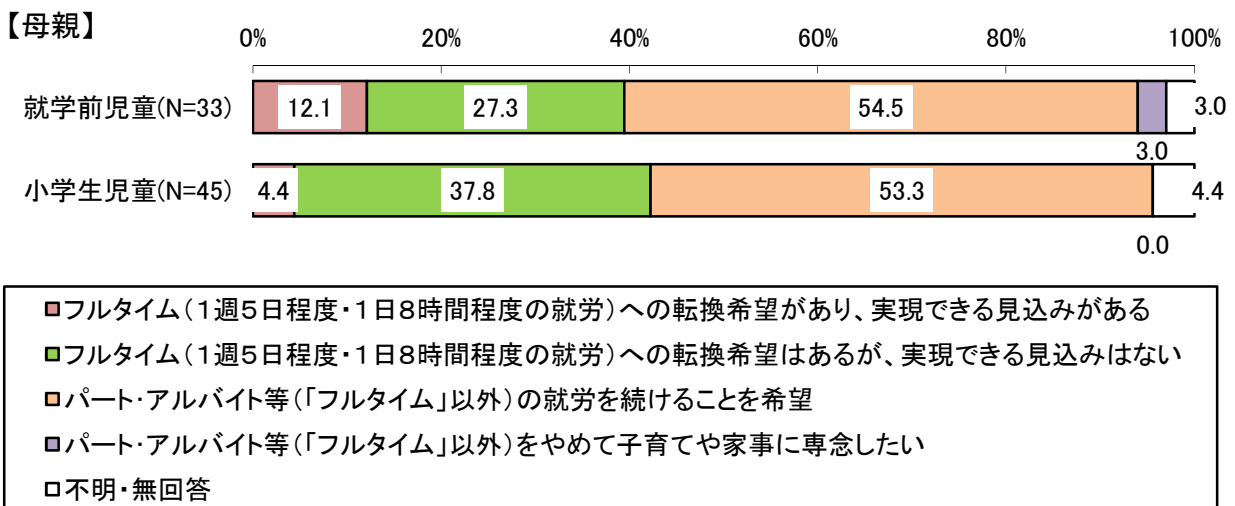
○子育てや教育にもっとも影響すると思われる環境については、「家庭」が89.8%と最も高く、次いで「保育園」が58.3%と高くなっています。(就学前児童)



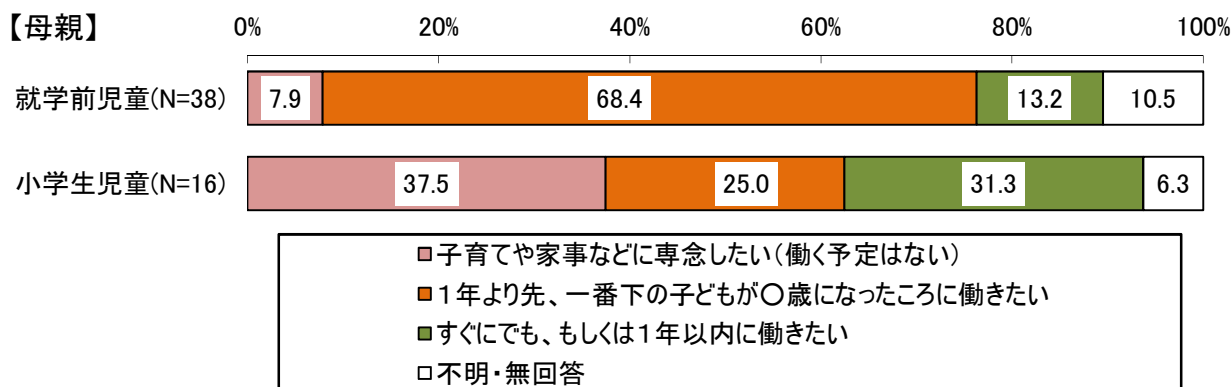
○保護者の就労状況については、小学生児童の母親では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で働いている」が就学前児童と比較して高く、子どもの年齢が高くなるにしたがい、再就職している母親が多くなっていることがうかがえます。



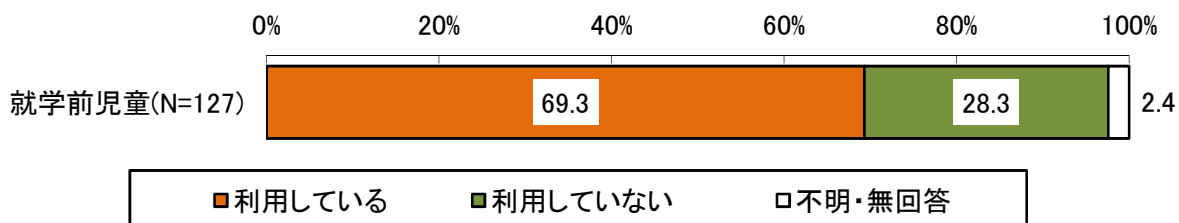
○パート・アルバイトなどで就労している母親のフルタイムへの転換希望（「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みはない」を合わせた割合）は、就学前児童の母親で3割強、小学生児童の母親で4割程度となっています。また、「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」の割合は就学前児童、小学生児童の母親ともに5割強となっています。



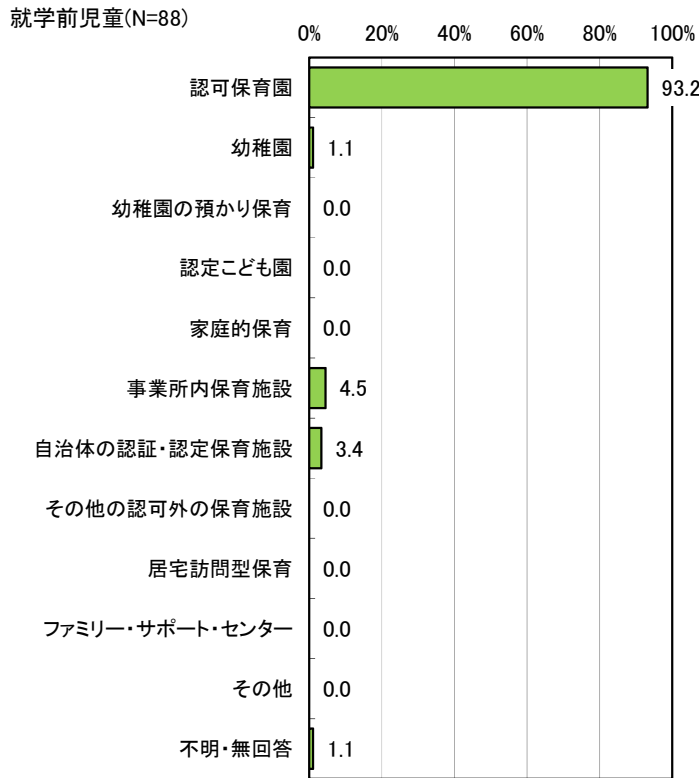
○現在就労していない母親の就労意向については、「1年より先、一番下の子どもがN歳になったころに（ある程度大きくなったころに）働きたい」が就学前児童の母親で6割強、小学生児童の母親で2割強となっており、現在働いていなくても、条件が整えば働きたい希望のある母親が多いことがうかがえます。その割合は、就学前児童の母親の方が高くなっています。具体的に「子どもが何歳になったときに就労したいか」については、就学前児童で「3歳」が4割強と最も高くなっています。



○平日に幼稚園や保育園などの施設やサービスを定期的にご利用している人は、全体の6割強となっています。（就学前児童）



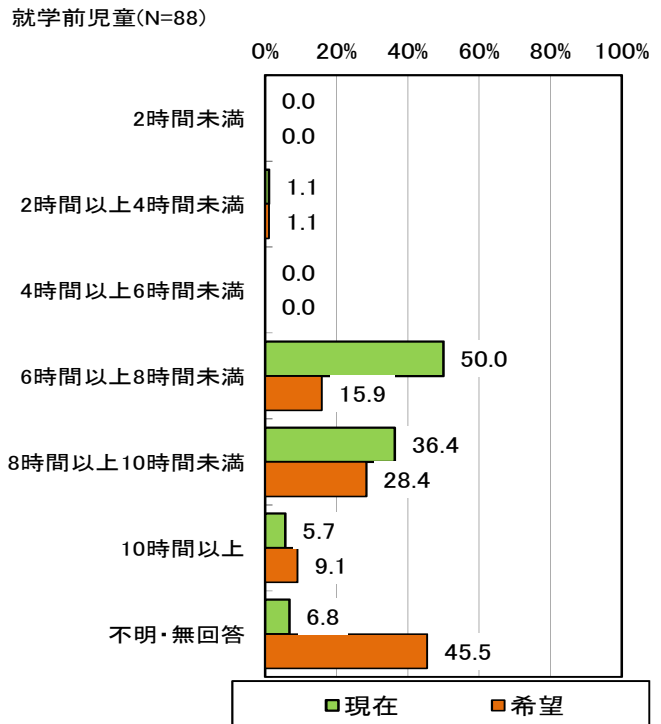
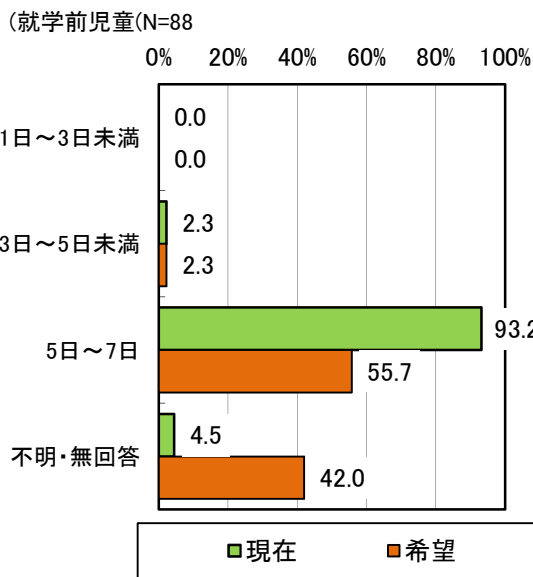
○利用している施設やサービスの内訳は、「認可保育園」が9割強と大半を占めています。（就学前児童）



○平日に利用している教育・保育の事業の現状については、1週あたりは「5日～7日」、1日あたりは「6時間以上8時間未満」が最も高くなっています。いずれも現状が利用希望を上回っており、ある程度の希望は満たされていることがうかがえます。（就学前児童）

■ 1週あたりの利用日数〈数量回答〉

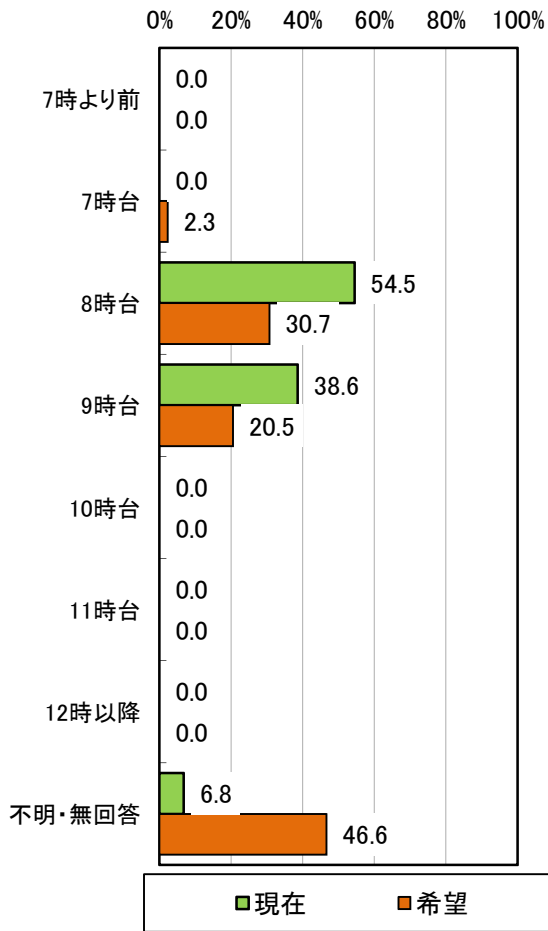
■ 1日あたりの利用時間〈数量回答〉



○利用開始時間は「8時台」、利用終了時間は「16時台」が現状、希望ともに最も高くなっています。こちらも現状が利用希望を上回っており、ある程度の希望は満たされていることがうかがえます。（就学前児童）

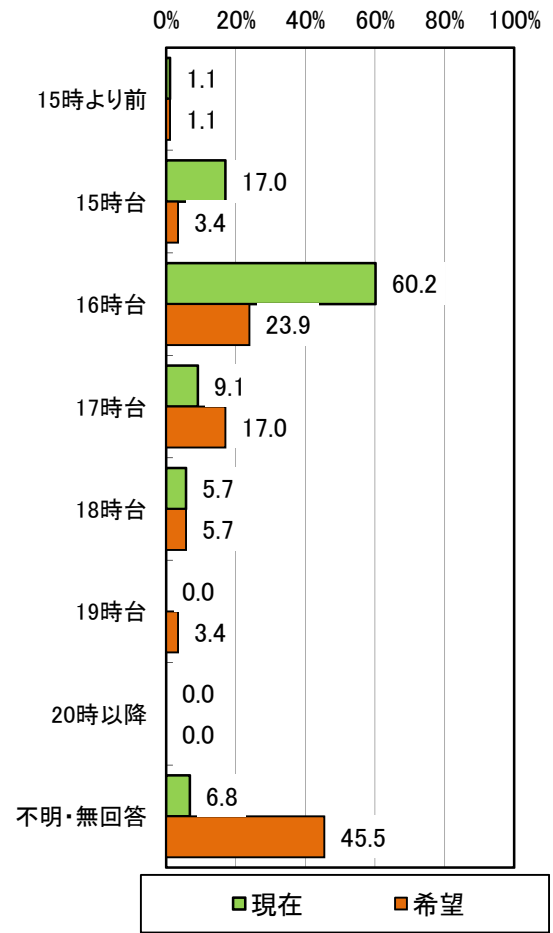
■ 利用開始時間〈数量回答〉

就学前児童(N=88)

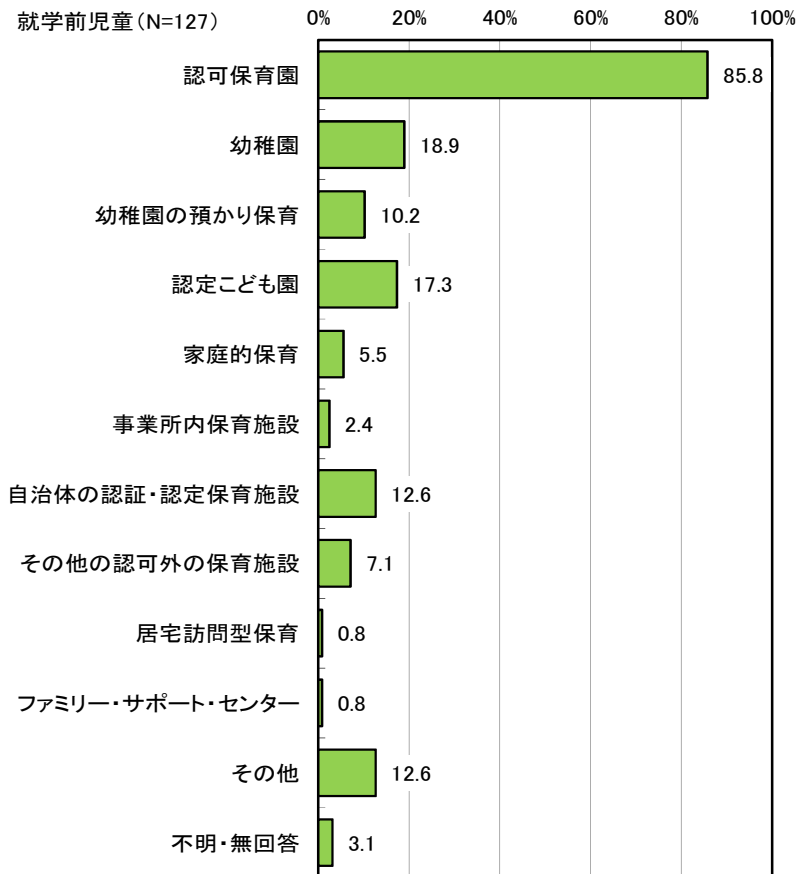


■ 利用終了時間〈数量回答〉

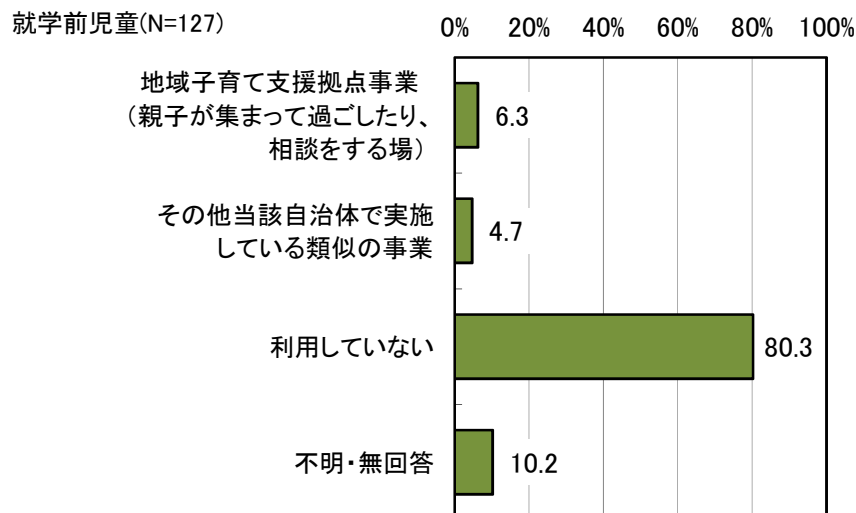
就学前児童(N=88)



○現在の利用状況に関わらず、平日に「定期的に」利用したいと考える施設やサービスについて、「認可保育園」が最も高く、8割強と大半を占めています。現在利用している事業と比較すると、同じく、「認可保育園」は最も高くなっていますが、その他、現在利用のない、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」にも1割以上の利用希望があります。また、「幼稚園」は現在1.1%の利用がありますが、利用希望では18.9%となっており、希望の高さがうかがえます。（就学前児童）

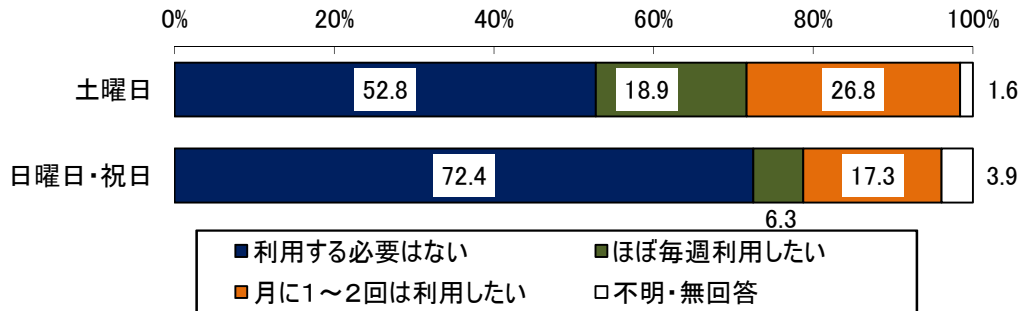


○地域子育て支援拠点事業の利用状況について、全体では「利用していない」が8割強となっています。（就学前児童）

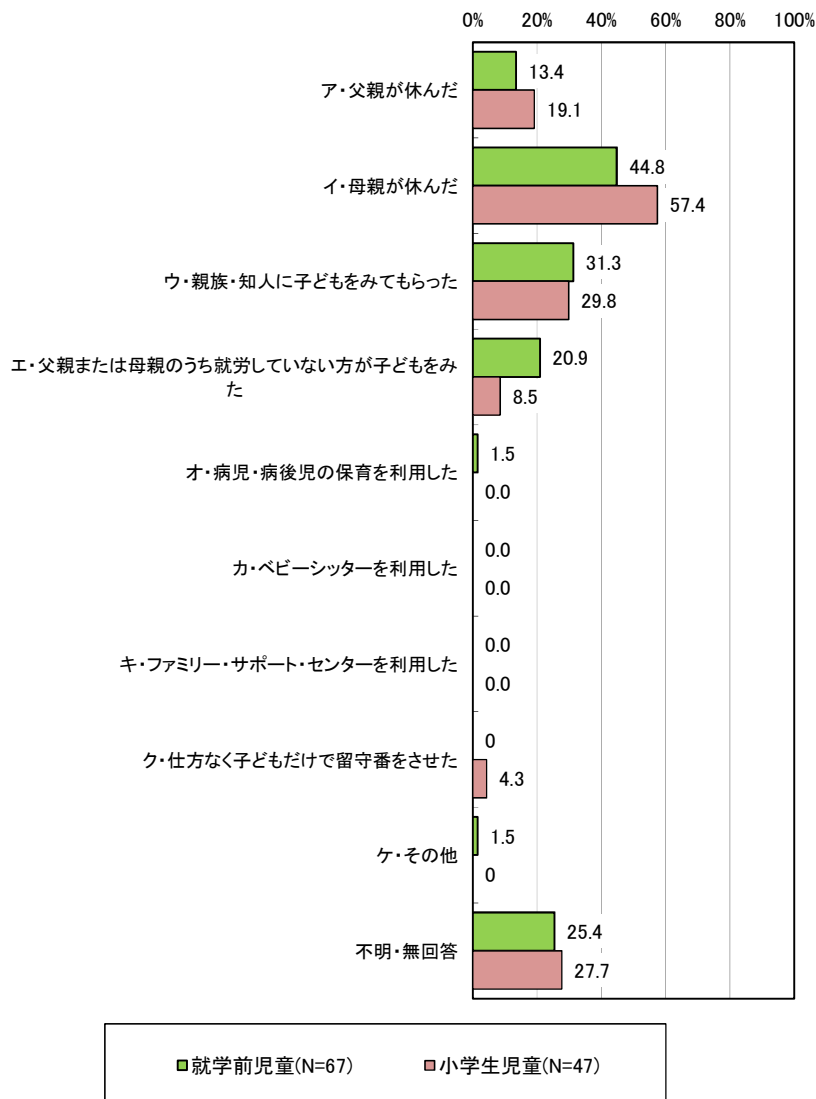


○土曜日の定期的な教育・保育の事業の利用希望については、『利用希望有』（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた割合）が5割程度、日曜日・祝日については、『利用希望有』が2割程度となっています。土曜日については、半数近くが利用を希望していることがうかがえます。（就学前児童）

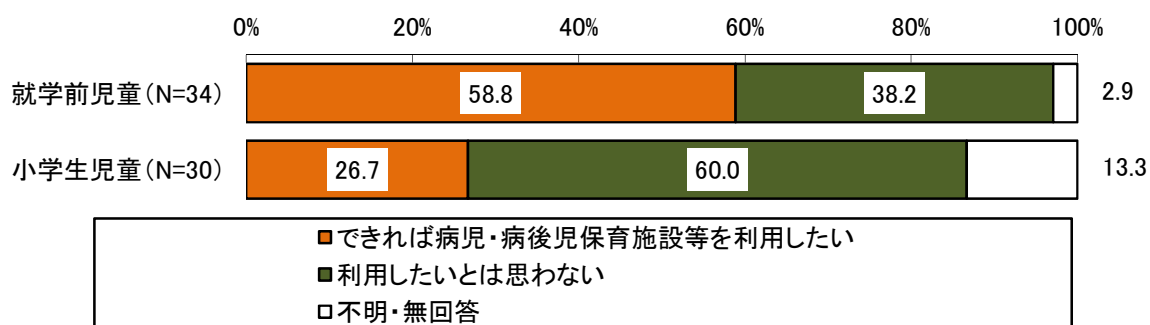
就学前児童(N=127)



○子どもが病気やケガで幼稚園や保育園を利用できなかった、あるいは小学校を休まなければならなかった場合の対処法について、就学前児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」が高くなっています。

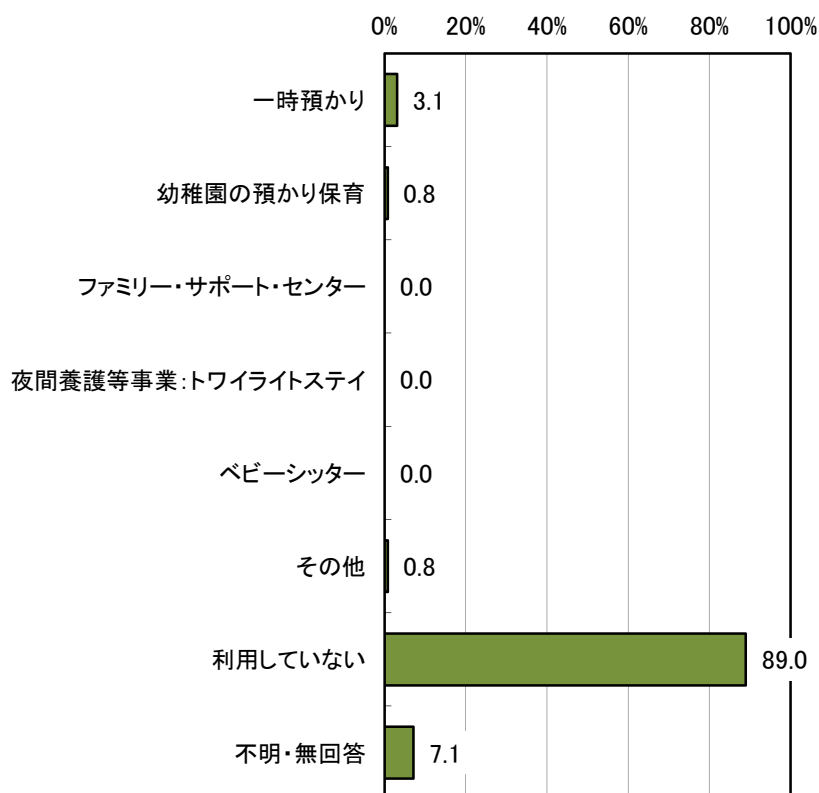


○父親が休んだ、あるいは母親が休んだ人で、その際に「病児・病後児のためのサービスなどを利用したい」と思ったかについて、就学前児童の利用意向は5割強に対し、小学生児童の利用意向は、2割強に留まっています。



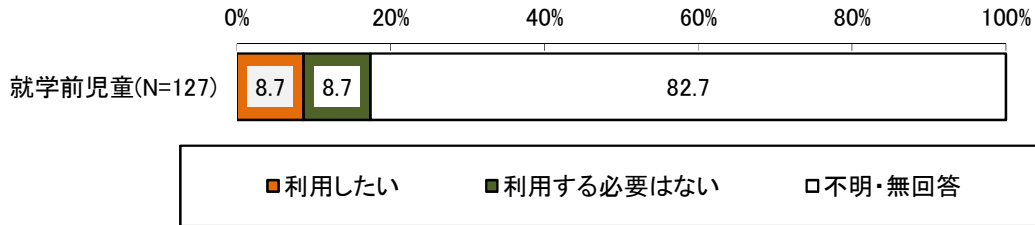
○一時預かりなど、不定期に利用する必要がある事業についてみると、「利用していない」と回答した割合は8割強と大半を占めています。（就学前児童）

就学前児童(N=127)



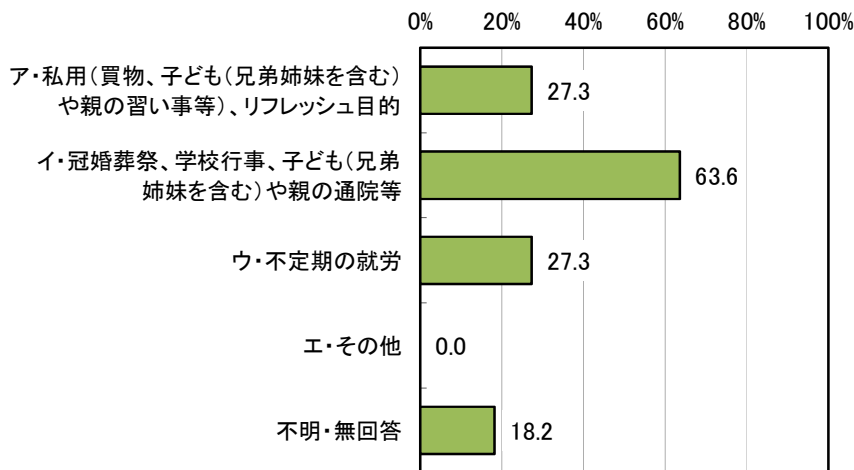
○私用、親の通院、不定期の就労等の目的での事業の利用意向の有無については、「利用したい」が8.7%となっており、目的としては「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が6割程度と高くなっています。（就学前児童）

①利用目的<複数回答>



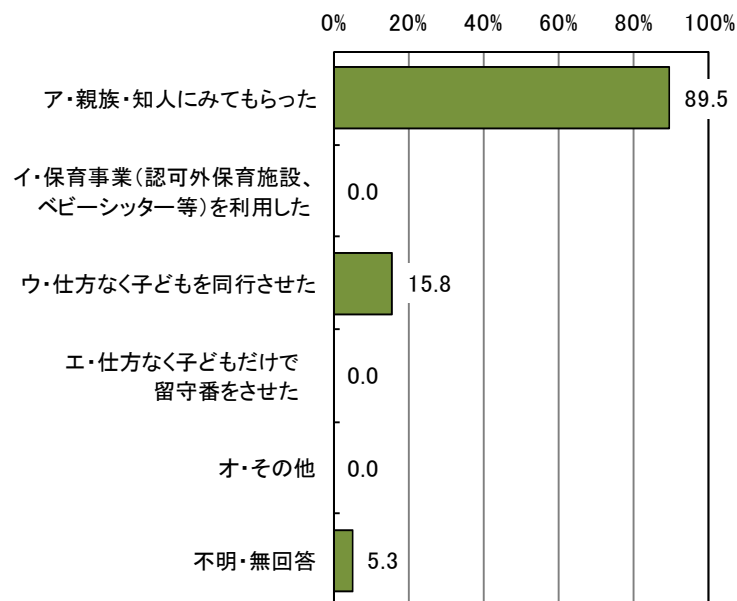
②利用希望日数<数量回答>

就学前児童(N=11)



○保護者の用事により子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらった際の対処法について、「親族・知人にみてもらった」が高くなっています。（就学前児童）

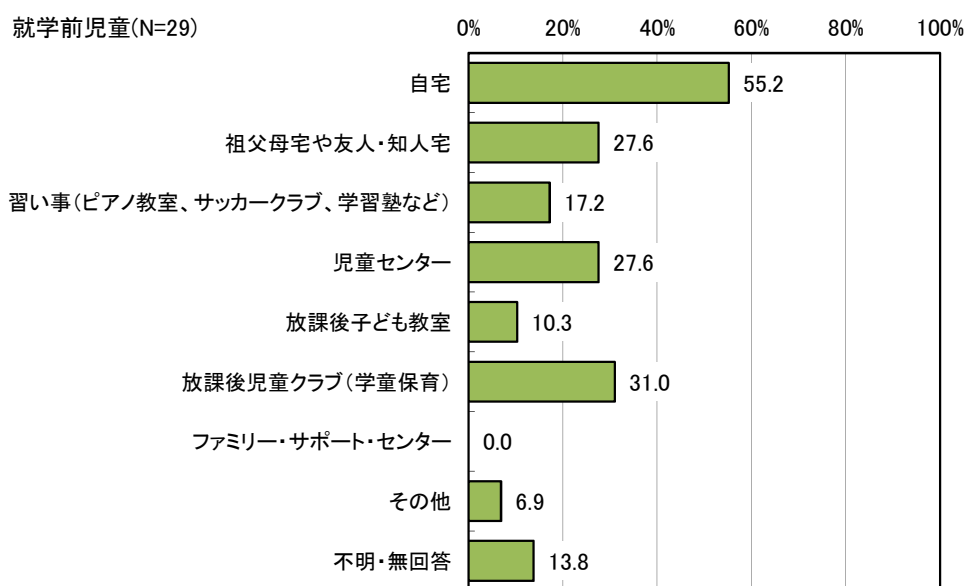
就学前児童(N=19)



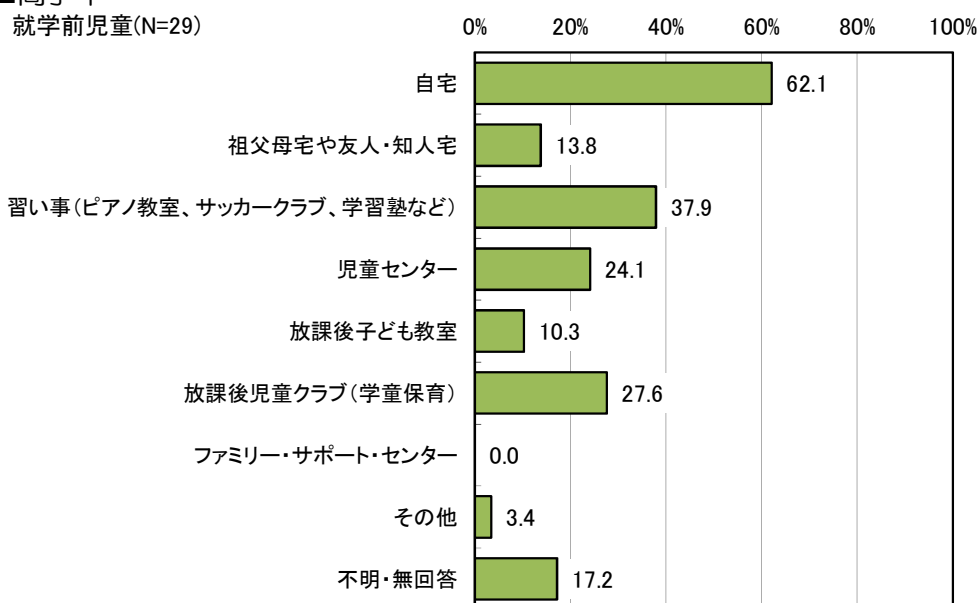
○小学校入学後の放課後の過ごさせ方の希望について、低学年時、高学年時ともに「自宅」が最も高くなっています。次いで高いのは、低学年時は「放課後児童クラブ（学童保育）」、高学年時は「習い事」となっており、低学年と高学年で利用希望に差があることがうかがえます。（就学前児童）

○放課後児童クラブの利用意向について、低学年時では3割程度、高学年時では2割程度となっており、低学年時よりは減少するものの、高学年時でも一定程度の利用意向があることがわかります。（就学前児童）

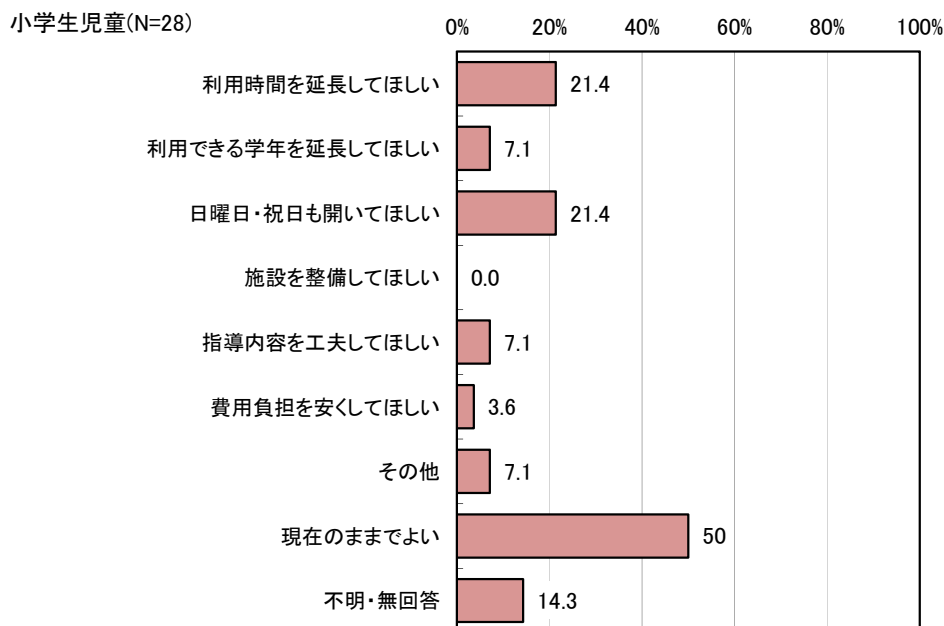
■低学年



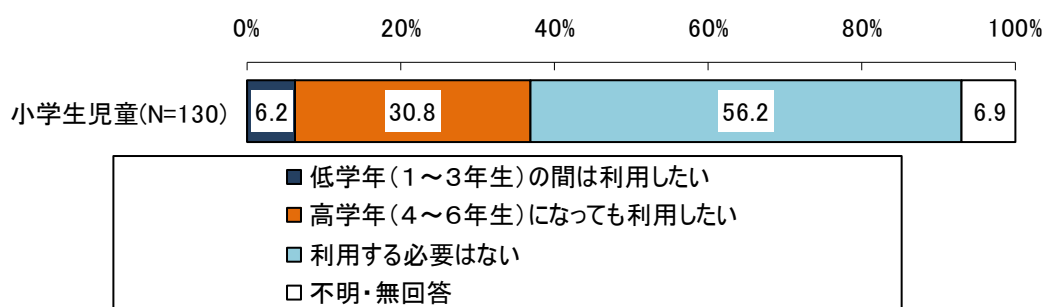
■高学年



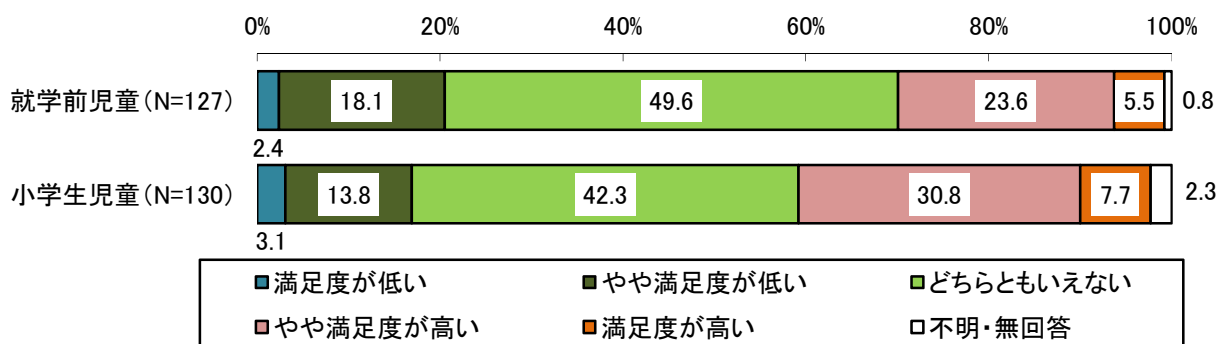
○放課後児童クラブへの今後の希望については、「利用時間を延長してほしい」、「日曜日・祝日も開いてほしい」がともに2割程度となっており、利用時間等に希望があることがうかがえます。
(小学生児童)



○長期の休業期間中の放課後児童クラブの利用希望については、「高学年になっても利用したい」が3割程度となっており、「低学年の間は利用したい」の6.2%と比較すると、高学年の利用希望の方が高くなっていることがうかがえます。(小学生児童)



○子育ての環境や支援への満足度についてみると、「満足度が低い」、「やや満足度が低い」を合わせた『低い』が、就学前児童、小学生児童ともに2割前後となっています。「満足度が高い」、「やや満足度が高い」を合わせた『高い』は就学前児童が3割弱、小学生児童は4割弱と、『高い』と答えたの方が、やや多いことがうかがえます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次世代育成支援行動計画（前期計画）の基本理念
「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち」



未来を託す子どもたちを地域が一体となって育む、
まるごと子育て長和町

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

さらに、子ども・子育て支援法において「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

上記内容を踏まえ、長和町がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「長和町子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「未来を託す子どもたちを地域で育み慈しむ、まるごと子育て長和町」と設定します。

2 基本目標

上記の基本理念に基づき、本計画の基本目標を下記のとおり設定します。

目標1 安心して子どもを産み、ゆとりをもって育てることができる環境づくり

すべての子育て世代が安心した日常生活を送ることができ、また、子育てができるよう、生活環境の整備を促進するとともにワーク・ライフ・バランスの考え方の普及など、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。

目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を充実することで、自ら学ぶ環境づくりを目指します。

目標3 子育てを支援する地域づくり

町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てができる環境を構築するため、地域における子育てを積極的に支援します。



3 施策体系

未来を託す子どもたちを地域が一体となって育む、まるごと子育て長和町

基本目標

基本施策

目標1
安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

1 母子の健康の確保

2 仕事と子育ての両立の推進

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

4 特別な支援が必要な子どもの施策の充実

目標2
子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

1 次代の親の育成

2 子どもの安全を確保するための活動の推進

3 保育・教育環境の充実

4 放課後児童健全育成事業の充実

目標3
子育てを支援する地域づくり

1 地域の子育て支援体制の充実

2 子育て家庭の経済的負担の軽減

第4章 目標実現のための施策

目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

1 母子の健康の確保

健康に子どもを産み育てられるよう、また、子どもが健やかに生まれ、育つよう、妊娠中から出産・乳幼児期を通した育児相談や各種検診の充実などにより、子どもと親が心身ともに健康であるために必要な環境の充実に努めます。

【主な事業】

妊婦健診	妊娠届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付する。県内の妊婦健診委託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができる。里帰り妊婦には償還払いで対応。 H25年度 40件に受診票交付 延700件受診 受診票の活用は適切に使用されている
新生児全戸訪問	新生児の全戸訪問を実施。お母さんの心と体の状態、こどもの発育の状態を確認する。 H25年度38件。
乳児健診（1ヶ月児健診）の助成	1ヶ月健診の費用の助成。 上限5,600円。 H25年度38件。
育児学級（股関節健診含む）	離乳食の進め方について学ぶ。仲間づくりの場の提供。親子の愛着形成を育むあそび、子育て相談を実施。
乳児健診	計測、問診、診察、子育て相談、栄養相談、歯科相談を実施している。 H25年度受診数122件、受診率96.7%

幼児健康相談	お誕生相談として、育児相談、栄養相談、歯科相談（フッ素塗布）を実施。 離乳食完了期について学ぶ。 H25年度相談者33人、相談率75%
1.6歳児、3歳児健診	計測、問診、診察（小児科、歯科）、育児相談、栄養相談、歯科相談（フッ素塗布）実施。 H25年度1.6歳児健診受診率97.1% 3歳児健診受診率95.3%
2歳2.6歳歯科検診	年4回実施。 計測、歯科検診、歯科相談（フッ素塗布）、栄養相談、育児相談、フッ素塗布を実施。 H25年度述べ71件参加
インフルエンザ予防接種助成事業	近隣の医療機関と契約し、1歳～中学3年生まで1回自己負担1,000円で接種できるようにし、残りを町が助成している。 7割の利用があり、経済的負担の軽減、感染の蔓延予防に役立っている。
福祉医療給付事業	乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子を対象に実施。 平成25年度 乳幼児332人 母子家庭の母子等 100人 父子家庭の父子 8人

2 仕事と子育ての両立の推進

長和町男女共同参画プランに基づき、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促すとともに、安心して就労できるよう、保育園などの整備・充実に努めます。

【主な事業】

保育園における早朝保育、延長保育、一時保育、土曜保育の実施	保護者がゆとりを持った子育てを行えるよう、また、子育てと仕事の両立を支援するため、早朝保育、延長保育、希望保育、一時保育を実施している。
子育て支援センターの開所	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報の提供など子育て支援事業の拠点となる子育て支援センターを建設し、平成26年11月4日から開所している。

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する世帯の就労などの自立支援、生活支援を基本にした子育てなどにおける総合的に支援するため、各種助成制度の充実や制度の周知、相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

ひとり親家庭の相談窓口の設置	ひとり親家庭の就業支援として、関係機関との連絡調整や相談を実施
保育料の減免措置	母子世帯（母子及び寡婦福祉法）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯の保育料の減免措置を実施

4 特別な支援が必要な子どもへの施策

障がいのある子どもや発育・成長に遅れのある子ども及びその保護者に対し、より専門的で総合的な支援ができるよう、各種生活支援サービスの充実に努めます。

【主な事業】

はったつ相談	臨床発達心理士による相談を月1回実施。 H25年度延べ相談数25件
療育教室	月1回臨床発達心理士、療育専門保育士により、家庭における子どもとの関わり方について学び、保育園入園に向けても、連携をとり、園生活の困り感を少なくできるように支援している。
通所通園等推進事業	心身障がい児施設に入所している児童の介護者を対象として実施。 平成25年度 1人。
タイムケア事業	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児、重度身体障がい者及び精神障がい者を対象に実施。 平成25年度 11人。 委託者 個人2人・NPO法人等4事業所。

特別児童扶養手当	<p>障がいのある20歳未満の児童の監護者を対象に実施。 25年度実績 支給者 16名</p> <p>4月、8月、12月にそれぞれ前4ヶ月分が支給される。 支給額は障がいの状態に応じて 1級 月額49,900円 2級 月額33,230円となっている。</p>
児童発達支援	<p>25年度実績 利用者1名</p> <p>未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練を行います。</p>
医療型児童発達支援	<p>25年度実績なし</p> <p>肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行っている。</p>
放課後等デイサービス	<p>25年度実績なし</p> <p>就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行っている。</p>
保育園等訪問支援	<p>25年度実績 利用者1名</p> <p>障がい児の在園する保育園を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行っている。</p>

目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

1 次代の親の育成

次代の親となる世代が、乳幼児期から命の大切さ、愛されることへの自覚、他者及び大人への信頼と将来への期待が養われるよう、学校をはじめ、保育園、さらには家庭・地域など、すべてにおいて子どもが学べる環境の充実に努めます。

【主な事業】

両親学級	子育ての心構えについて学び、同じ年齢を持つ子の親世代間が仲間づくりできる場とする。 妊婦疑似体験、沐浴、妊娠の経過、妊娠期の栄養（調理実習）を実施。
ブックスタート	4ヶ月児の健診時絵本を2冊プレゼントし、親子でふれあいの時間を育むことができるようにしている。
親子ふれあい教室	在宅保育士より、月1回親子のふれあいを高める教室を実施。 親子ふれあい、母親同士の仲間づくりの場となるよう実施している。 H25年度延べ116組参加。

2 子どもの安全を確保するための活動の推進

子どもに危害を加えるなど様々な被害から守るよう、PTAなど親を中心とした活動や行政によるパトロール活動を充実するとともに、地域の様々な資源を活用しながら、今以上に安心して遊べる環境の充実に努めます。

【主な事業】

交通安全保護者の会	幼児の交通事故を未然に防ぐため、地区内の危険箇所、通園路の点検及び状況把握
見守りたい事業	子ども達の通学の安心・安全のために声かけ活動や見守りを行う。
民生児童委員による見守り活動	民生児童委員による見守り活動で、月一回学校校門前であいさつ運動の実施等

3 保育・教育環境の充実

子ども・子育て新システムに基づく新たな子育て支援が提供できるよう、保育園・幼稚園の一体化や教育の質及び量の確保など、子育て世代が安心できる教育・保育環境の充実に努めます。

【主な事業】

<p>保育園の保育士の充実</p>	<p>きめ細やかな保育を行うために、加配保育士や支援保育士を雇用し、安心・安全な保育の充実に努めている。特に保護者の希望が増加傾向にある未満児の保育に対応するよう臨時職員の保育士を雇用している。 ※現在、待機児童なし。</p>
<p>保育園における早朝保育、延長保育、一時保育、土曜保育の実施 【再掲】</p>	<p>保護者がゆとりを持った子育てを行えるよう、また、子育てと仕事の両立を支援するため、早朝保育、延長保育、希望保育、一時保育を実施している。</p>
<p>病後児保育の支援</p>	<p>統合保育園に病児・病後児保育に対応できる施設を整備したので、保護者のニーズに対応できるよう、職員体制を構築していきたい。</p>

4 放課後児童健全育成事業の充実

子どもが地域に愛着を持てるよう、放課後や週末における安全な子どもの居場所づくり並びに学校だけではなく、地域住民の参画による子どもの健全な育成に資する環境の充実に努めます。

【主な事業】

<p>放課後児童クラブ</p>	<p>働いている保護者のためのクラブで長門（児童館）と和田（老人福祉センター）の2カ所で実施している。ボランティアの皆さんの協力により、絵本の読み聞かせ、お年寄りとの交流等を実施している。</p>
-----------------	--

目標3 子育てを支援する地域づくり

1 地域の子育て支援体制の充実

すべての子育て家庭が、安心して子育てできるように、子育て支援センターを拠点とした子育て支援、両親学級、親子ふれあい教室における親子の交流の場の充実など、地域における子育て支援サービスを充実します。

【主な事業】

保健福祉総合センター開放日	毎週月曜日の午前中、お母さんたちが、自由にセンターに来所してよい日。 計測したり、他のお母さんとの仲間づくりの場になっている。 H25年度延べ97人利用。
子育て支援センターの開所	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報の提供など子育て支援事業の拠点となる子育て支援センターを建設し、平成26年11月4日から開所している。

2 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭にかかる経済的負担を軽減するため、各種助成・手当の支給を実施し、制度の周知を強化することで利用の促進を図ります。

【主な事業】

出生祝金	新たにお生まれになったお子さんの出生をお祝いして給付されます。第一子30,000円、第二子50,000円、第三子100,000円、第四子以上200,000円 生まれたら支給申請書を記入してもらいます。 25年度 35人 1,930千円 第一子 30,000円 16人 第二子 50,000円 11人 第三子 100,000円 7人 第四子 200,000円 1人
児童手当	中学卒業までの児童を扶養する者を対象に実施。 25年度実績 支給延べ児童数 7,412人 3歳未満児 一人月15,000円 小学生第1・2子 一人月10,000円 小学生第3子 一人月15,000円 中学生 一人月10,000円 特例給付 一人月5,000円

<p>不妊治療助成事業</p>	<p>県の不妊治療対象外の者を助成。 上限 10 万まで年 2 回助成。 H25 年度申請者 1 件。</p>
<p>児童扶養手当</p>	<p>毎年 8 月に受給者に現況届けを提出してもらう。 平成 25 年度の受給者は 40 人</p>
<p>保育料の負担軽減措置</p>	<p>子育て中の保護者の費用負担を軽減するため、保育料の算定基準を改める。 平成 22 年 4 月から国の基準である階層区分を 8 から 11 階層に改正し負担の平準化をはかるとともに、階層ごと一律 2 千円の低減化を実施し、現在に至っている。加えて、入園している第 2 子の児童については、6 割軽減、入園している第 3 子については、保育料を免除している。</p>

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。本町に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育園（所）、家庭的保育事業、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○保育の必要性の認定区分

- 3－5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- 3－5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- 0－2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園・認定こども園・地域型保育

教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

（人）

認定区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	116	118	110	108	103
3号認定					
0歳児	7	7	6	6	6
1・2歳児	38	35	33	31	31

（2）提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

年度	1号認定			2号認定					3号認定(0歳児)			3号認定(1・2歳児)		
	量の見込み (需要量) ①	確保策 (供給量) ②	①-②	量の見込み (需要量) ③			確保策 (供給量) ④	③-④	量の見込み (需要量) ⑤	確保策 (供給量) ⑥	⑤-⑥	量の見込み (需要量) ⑦	確保策 (供給量) ⑧	⑦-⑧
				(A+B)	教育 ニーズ A	保育 ニーズ B								
H27	0	0	0	116	0	116	116	0	7	7	0	38	38	0
H28	0	0	0	118	0	118	118	0	7	7	0	35	35	0
H29	0	0	0	110	0	110	110	0	6	6	0	33	33	0
H30	0	0	0	108	0	108	108	0	6	6	0	31	31	0
H31	0	0	0	103	0	103	103	0	6	6	0	31	31	0

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

なお、事業の拡充に伴う人材の確保のために、育児経験豊かな主婦などを主な対象に、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」※について検討します。

※「子育て支援員」とは、国の指針に基づいた全国共通の研修を受講して認定を受けた者が、乳幼児を預かる定員19人以下の小規模保育や家庭的保育、事業所内保育などで保育士らを補助する仕事に従事することができる制度です。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み 【箇所】	0	0	0	0	0
②確保方策 【箇所】	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み【人】	80	80	80	80	80
② 確保方策					
【人】	80	80	80	80	80
【箇所】	2	2	2	2	2

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

本町では、「放課後子ども教室」は実施しておらず、保護者の就労や疾病等の理由により保護を受けられない児童を一定時間お預かりする「放課後児童クラブ」を実施しており、小学生約76人の登録があり、正午から午後7時まで48名前後の見守りをおこなっています。

今後も放課後の安心・安全な居場所づくりを図るため、児童館を利用し「放課後児童クラブ」を実施していきます。

【量の見込みと確保方策（低学年）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み【人】	20	19	19	18	18
② 確保方策					
【人】	20	19	19	18	18
【箇所】	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策（高学年）】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み【人】	28	28	28	25	23
② 確保方策					
【人】	28	28	28	25	23
【箇所】	2	2	2	2	2

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
1号認定による利用【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
2号認定による利用【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0

② 上記①以外の一時預かり

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	240	240	240	240	240
② 確保方策	240	240	240	240	240

(5) 子育て短期支援事業、一時預かり事業（在園児対応型を除く）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	67	63	60	57	56
② 確保方策 【箇所】	67	63	60	57	56

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み【人】	40	40	38	38	38
② 確保方策 (実施箇所数 及び対応数)	1 40	1 40	1 38	1 38	1 38

(8) 養育支援訪問事業

・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

・要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み 【人】	25	25	25	25	25
② 確保方策 (実施箇所数 及び対応数)	1 25	1 25	1 25	1 25	1 25

(9) 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	120	120	120	120	120
② 確保方策					
病児保育事業【年間延べ人数】	120	120	120	120	120
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）【年間延べ人数】	0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(延活動件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
② 確保方策 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み【人】	48	47	47	43	41
② 確保方策 (実施箇所数 及び対応数)	1 48	1 47	1 47	1 43	1 41

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

今後必要に応じて、対応を図っていきます。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、長野労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。

